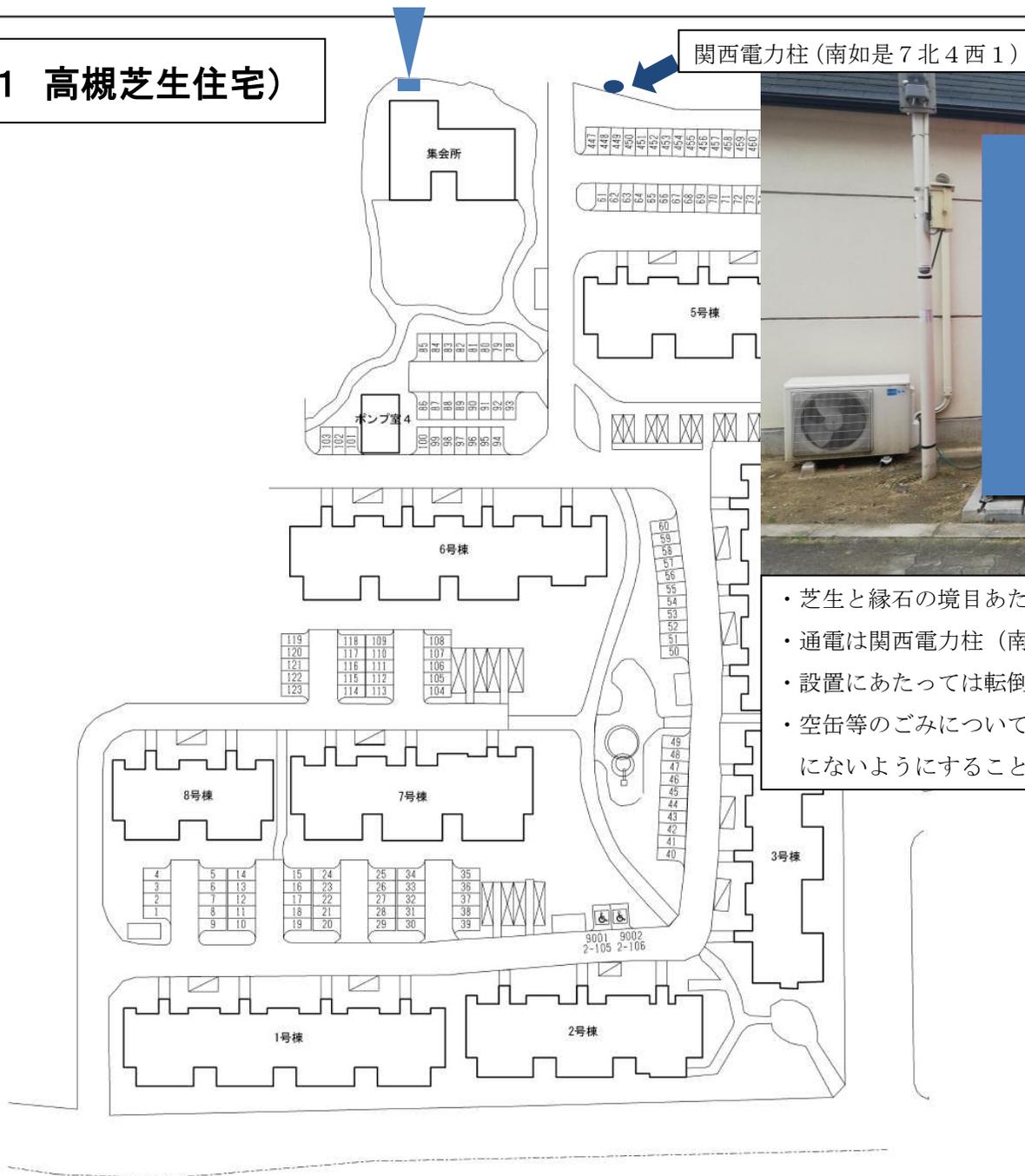
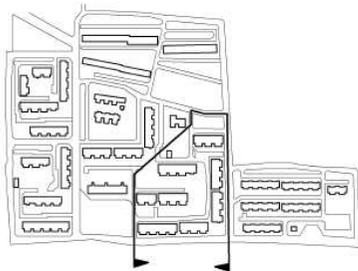


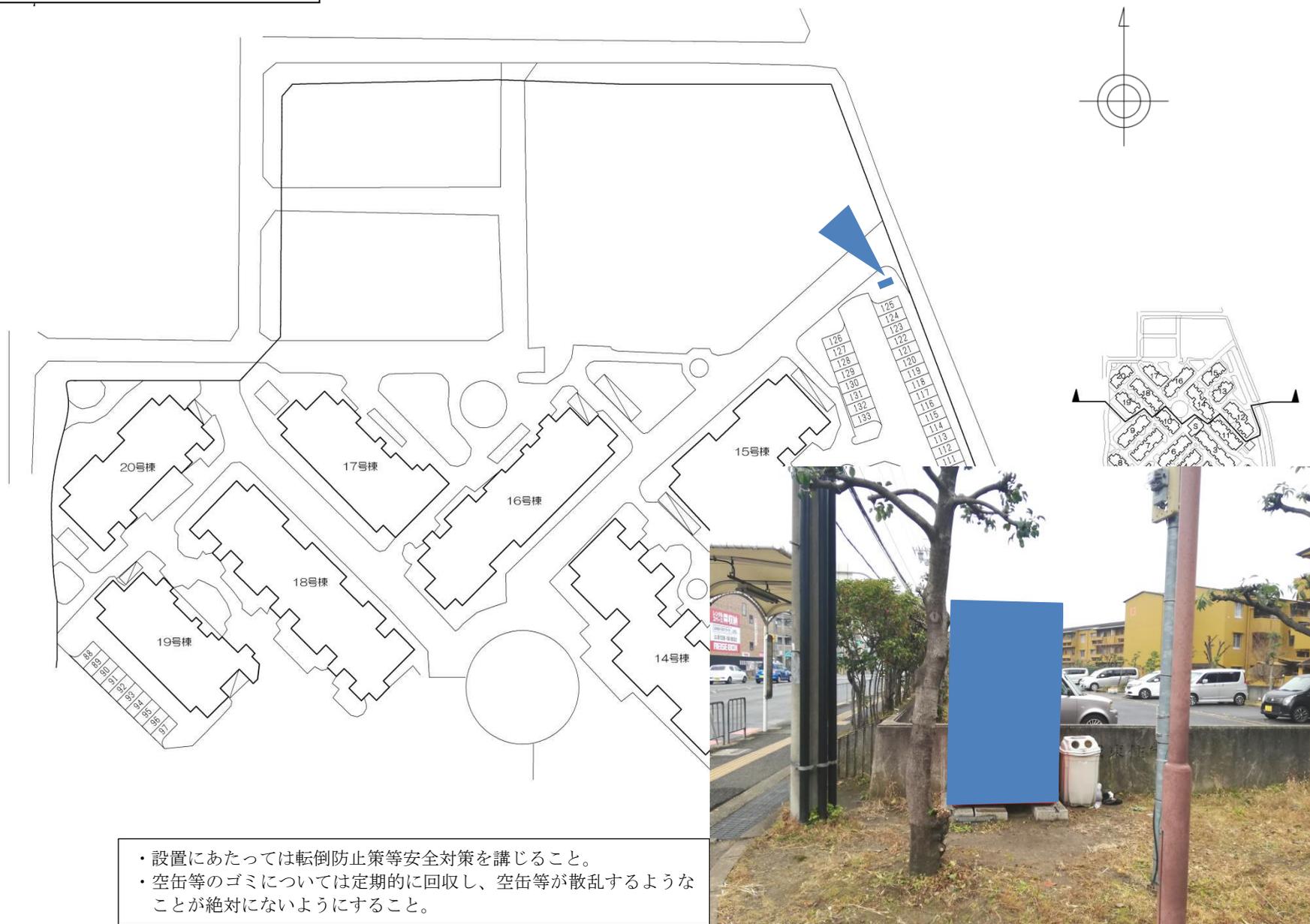
(物件番号1 高槻芝生住宅)



- ・芝生と縁石の境目あたりに設置し、壁際に密着させないこと。
- ・通電は関西電力柱（南如是7北4西1）から通電すること。
- ・設置にあたっては転倒防止策等安全対策を講じること。
- ・空缶等のごみについては定期的に回収し、散乱することが絶対にならないようにすること。



(物件番号2 高槻城東住宅)



- 設置にあたっては転倒防止策等安全対策を講じること。
- 空缶等のゴミについては定期的に回収し、空缶等が散乱するようなことが絶対にならないようにすること。

(物件番号3 茨木安威住宅)



- 設置面は凹凸。設置にあたっては据付面を整地し転倒防止策を講じること。
- 空缶等のゴミについては定期的に回収し、散乱することが絶対ないようにすること。

